

630調査 平成23年6月30日

精神科診療所等の数	3689
-----------	------

医療施設調査 平成23年10月

※精神科を単科または主たる標榜科目、及び心療内科を主たる標榜科目にしている診療所の数	総数		有床		無床	
	精神科	心療内科	精神科	心療内科	精神科	心療内科
主たる標榜科目とする診療所	2,136	537	40	14	2,096	524
単科の診療所	773	*122	2	*1	771	*121
(小計)	2,909	537	42	14	2,867	524
合計	3446※		57		3,391	

※心療内科単科を除いた数

精神科関連科目を標榜する一般診療所(重複集計) 医療施設調査より

	昭和62年	平成2年	5年	8年	11年	14年	17年	20年	23年
	(1987)	('90)	('93)	('96)	('99)	(2002)	('05)	('07)	('11)
精神科	1 765	2 159	2 644	3 198	3 682	4 352	5 144	5 629	5 739
神経科	1 604	1 797	2 016	2 231	2 454	2 590	2 839	.	.
神経内科	1 028	1 288	1 709	1 727	1 900	2 109	2 422	(3385)	2901
心療内科	.	.	.	662	1 573	2 317	3 092	3 775	3 864

注:

- 1) 平成20年4月1日医療法施行令の一部改正により、診療科目については、従来省令に具体的名称を限定列挙して規定していた方式から、身体部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科目とする方式に改められた。神経内科が、精神科関係以外のグループに入れられた。
- 2) 心臓血管外科には循環器外科を含む。

精神科診療所の数、様々な集計方法

1) 「通院在宅精神療法を請求する診療所」と「自立支援医療(精神)の申請している診療所」
 「通院在宅精神療法を請求する診療所」は精神科を標榜し、精神科担当医師がいなくてはならない。
 「自立支援医療(精神)の申請している診療所」は、必ず通院在宅精神療法を請求するので、精神科を標榜している。

2) 「医療施設調査」で把握されている精神科診療所の数
 (精神科診療所のコア部分)
精神科単科、または、主たる標榜科目にしている診療所、及び、心療内科を主たる標榜科目にしている診療所が”精神科診療所”の「コアの部分」である。(心療内科単科は精神科診療所ではないだろう)。
 (精神科診療所の辺縁群)
 内科など他の診療科目を主たる標榜科目としていて、精神疾患患者を主に診ている診療所、精神疾患の患者が1/3を占めている診療所、1/10を占めている診療所、がある。
 精神科診療所を明確に定義(線引き)することは難しい。

3) 630調査による精神科診療所数
 精神科診療所は、精神科を主たる”診療科目”としている診療所を集計していることになっている。精神科の単科診療所、心療内科を主たる標榜科目にしている診療所、“精神科単科”の診療所の扱いが明確ではない。都道府県によって集計方法が違っていると推測される。

註. 医療施設調査の方法

- < 静態調査 >
 医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式による。
- < 動態調査 >
 開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を記入する方式による。